

保 法

ほほうニュース

保土ヶ谷、旭、瀬谷
2,600社の情報発信

NEWS

7
2024

511号

T|O|P|I|C|S

- 第12回通常総会開催
- 法人会の各種行事
- 税制改正アンケート
集計結果

- 第12回通常総会開催 2～5
- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項／親睦ゴルフコンペ 6～7
- 令和6年度税制改正アンケート集計結果 8～9
- 会員増強決起大会・福利厚生制度推進連絡協議会 10
- 税理士からのご案内／新入会員紹介（4～5月入会分） 11
- 行事カレンダー／編集雑記 12



<https://hodogayahojinkai.or.jp/>



公益社団法人
保土ヶ谷法人会



令和6年度第12回通常総会開催 上程議案すべて承認可決

6月12日(水)「公益社団法人保土ヶ谷法人会第12回通常総会」がホテルプラム横浜において、開催されました。

●通常総会 上程議案すべて承認可決

6月の快晴の中多くの会員・来賓の皆様が出席し、総会が執り行われました。「真夏日のような天気の中、お集



第12回通常総会会場の様子 (ホテルプラム横浜)



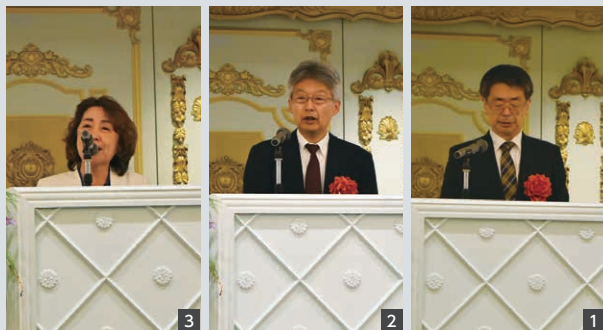
第12回通常総会 議原会長の冒頭の挨拶

まりいただき総会ができることを大変嬉しく思います」と譲原会長の挨拶がはじまり、「円安の恩恵を受け好景気の大企業もありますが、法人会をとりまく中小企業は原材料、エネルギー費や人件費の高騰で経営を圧迫している状況。ですがこれまで以上に税に関する事業を展開し社会貢献活動の強化をはかっていきたい」と述べられました。

●懇親会

17時になり開宴の挨拶では「昨年同様懇親会が開催でき大変嬉しく思います

の上程議案は全て承認可決されました。第1号報告「令和6年度事業計画」、第2号報告「令和6年度収支予算」報告の後、来賓祝辞として高田税務署長と青木県税事務所長、旭区役所権藤区長からご祝辞があり、祝電披露のち閉会となりました。



来賓祝辞 1. 保土ヶ谷税務署 高田署長
2. 横浜県税事務所 青木所長
3. 横浜市旭区役所 権藤(ごんどう)区長



4. 青色申告会 小川会長の祝辞／5. 税理士会保土ヶ谷支部 葛西支部長の祝辞／6. 全法連・県法連の納税功労者の披露／7. 春日副署長より乾杯の挨拶

す。先行き不透明な経済情勢だが地域企業の繁栄と社会貢献の為、自らが楽しめる法人会活動をしていきたい。皆様は仲間としては是非意見交換の場としてほしい」と譲原会長がお話しされ、来賓紹介と来賓ご祝辞は一般社団法人保土ヶ谷青色申告会 小川会長、東京地方税理士会保土ヶ谷支部支部長 葛西支部長よりいただき、祝電披露と続いて功労者表彰の発表で5名が登壇しました。

春日副署長から乾杯のご発声で懇親会がスタートし、大盛況のうちに幕を閉じました。

可決された議案と主な報告事項など

【第1号議案】令和5年度 事業報告並びに計算書類及び付属明細書承認の件
事業報告
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

事業区分		行事名	出席者数等
公益 目 的 事 業	税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)	新設法人説明会	27名
		決算法人研修会	160名
		税制セミナー	31名
		年末調整事務研修会	57名
	納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)	税に関する絵はがきコンクール	371点
		区民まつりへの参加	200名
		租税教室	269名
	税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益1-3)	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	4名
		全国女性フォーラム	3名
		全国青年の集い	6名
	地域企業の健全な発展に資する事業 (公益2)	初級簿記講習会	43名
		パソコンセミナー	1,191名
		社員向け研修会	16名
	地域社会への貢献を目的とする事業 (公益3)	エコキャップ収集事業	977,851個
		県法連地域社会貢献運動	2名
		健康セミナー	19名
		異業種研修会	31名
		夏期保法セミナー	233名
		帷子川自然科学教室	215名
		合同研修会	210名
		普通救命講習会	25名
相互 扶 助 等 事 業	会員の交流及び福利厚生に 資するための事業(収益・共益)	チャリティー演奏会	247名
		無料税務相談	6名
		各種福利厚生制度の推進	随 時
		健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進	随 時
		提携施設の利用促進と提携拡大	随 時

正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	19,591,100	19,631,700	▲ 40,600
(1) 経常収益				受取全法連助成金	19,591,100	19,631,700	▲ 40,600
特定資産運用益	2,381	2,258	123	一般正味財産への振替額	▲ 19,591,100	▲ 19,631,700	40,600
受取会費	26,608,301	26,936,466	▲ 328,165	一般正味財産への振替額	▲ 19,591,100	▲ 19,631,700	40,600
事業収益	1,356,989	476,752	880,237	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	21,743,090	21,611,960	131,130	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	115,421	0	115,421	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	910,322	435,200	475,122	III. 基金増減の部			
経常収益計	50,736,504	49,462,636	1,273,868	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	39,897,820	34,747,173	5,150,647	基金期末残高	0	0	0
管理費	6,808,298	6,848,669	▲ 40,371	IV. 正味財産期末残高	142,783,314	138,847,288	3,936,086
経常費用計	46,706,118	41,595,842	5,110,276				
当期経常増減額	4,030,386	7,866,794	▲ 3,836,408				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	4,030,386	7,866,794	▲ 3,836,408				
法人税、住民税及び事業税	94,300	94,300	0				
当期一般正味財産増減額	3,936,086	7,772,494	▲ 3,836,408				
一般正味財産期首残高	138,847,228	131,074,734	7,772,494				
一般正味財産期末残高	142,783,314	138,847,228	3,936,086				

〔第1号報告〕令和6年度 事業計画の件

事 業 計 画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

事 業 区 分		行 事 名
税 知 識 の 普 及 と 納 税 意 識 の 高 揚 並 び に 税 の 提 言 に 関 す る 事 業 (公益1)	税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)	新設法人説明会
		決算法人研修会
		税制セミナー
		年末調整事務研修会
	納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)	税に関する絵はがきコンクール
		区民まつりへの参加
		租税教室
		広報誌による税情報の発信
	税制及び税務に関する調査研究並びに 提言に関する事業 (公益1-3)	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
		全国女性フォーラム
全国青年の集い		
地域企業の健全な発展に資する事業 (公益2)		簿記講習会
		パソコンセミナー
		社員研修会
地域社会への貢献を目的とする事業 (公益3)		エコキャップ収集事業
		県法連森林再生事業
		健康セミナー
		異業種研修会
		夏期保法セミナー
		帷子川自然科学教室
		合同研修会
		普通救命講習会
		チャリティー演奏会
会員の交流及び福利厚生に資するための事業 (収益・共益)		新年賀詞交歓会
		無料税務相談
		各種福利厚生制度の推進
		健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進
		提携施設の利用促進と提携拡大

〔第2号報告〕令和6年度 収支予算の件

正 味 財 産 増 減 計 算 書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	20,627,400	19,591,100	1,036,300
(1) 経常収益				受取全法連助成金	20,627,400	19,591,100	1,036,300
特定資産運用益	0	0	0	一般正味財産への振替額	▲ 20,627,400	▲ 19,591,100	▲ 1,036,300
受取会費	27,232,800	27,255,600	▲ 22,800	一般正味財産への振替額	▲ 20,627,400	▲ 19,591,100	▲ 1,036,300
事業収益	1,150,000	1,150,000	0	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	22,627,400	21,591,100	1,036,300	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	150,000	150,000	0	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	420,000	390,000	30,000	III. 基金増減の部			
経常収益計	51,580,200	50,536,700	1,043,500	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	44,870,226	42,414,156	2,456,070	基金期末残高	0	0	0
管理費	6,684,864	6,769,364	▲ 84,500	IV. 正味財産期末残高	104,847,983	104,922,873	▲ 74,890
経常費用計	51,555,090	49,183,520	2,371,570				
当期経常増減額	25,110	1,353,180	▲ 1,328,070				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	25,110	1,353,180	▲ 1,328,070				
法人税、住民税及び事業税	100,000	100,000	0				
当期一般正味財産増減額	▲ 74,890	1,253,180	▲ 1,328,070				
一般正味財産期首残高	104,922,873	103,669,693	1,253,180				
一般正味財産期末残高	104,847,983	104,922,873	▲ 74,890				

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日 現在)

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産		1. 流動負債	
流動資産合計	12,526,853	流動負債合計	865,086
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 特定資産		固定負債合計	5,338,256
特定資産合計	123,210,829	負債合計	6,203,342
(2) その他の固定資産		(正味財産の部)	
その他の固定資産合計	13,248,974	一般正味財産	142,783,314
固定資産合計	136,459,803	正味財産合計	142,783,314
資産合計	148,986,656	負債及び正味財産合計	148,986,656

監 査 報 告 書

公益社団法人保土ヶ谷法人会
会 長 讓 原 純 孝 殿

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和6年4月16日

公益社団法人 保土ヶ谷法人会

監 事 中 村 泰 宏 ⑩

監 事 寺 井 享 ⑩

監 事 北 井 富美男 ⑩



法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資

本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【 法人課税 】

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。	中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

【法人課税】

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。	・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

【その他】

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。	・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前:5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前:3割）とする見直しが行われました。

厚生委員会

ゴルフ同好会
親睦ゴルフコンペ

6月7日(金)横浜カントリークラブにて、法人会会員親睦ゴルフコンペが開催されました。

当日は、天候にも恵まれ参加者33名がゴルフを楽しみながら交流を深めました。

今回優勝した株式会社エステー・ド・斉藤様にコメントをいただき、「この度は図らずも優勝をいただきありがとうございます。同伴の方々はもとより好天と隠しホール、クラブパスの陰で遠慮なく飲めた2杯のジョッキビールに感謝しつつ、次回もまた楽しみたいと思います。」とのことでした。

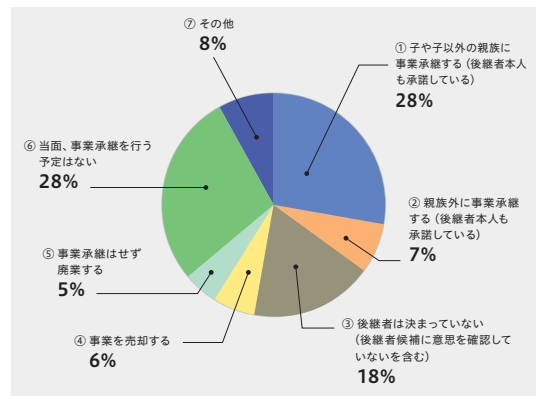
また今回もお忙しい中、運営側として務めていただきました(税)TMP・近藤様にも感謝しつつ、また多くの会員様ご参加され交流されることを楽しみにしております。



問4 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

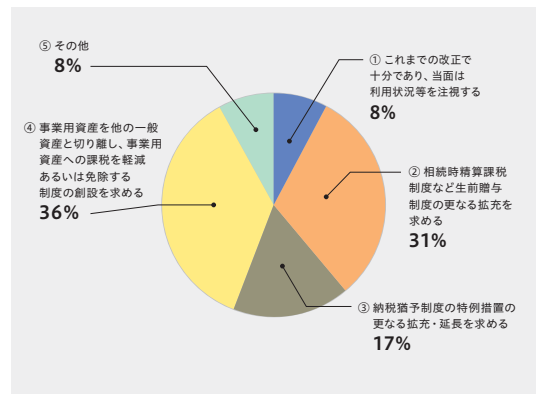
- ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）… 21社
- ② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）… 5社
- ③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
…………… 13社
- ④ 事業を売却する …………… 4社
- ⑤ 事業承継はせず廃業する …………… 4社
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない …………… 21社
- ⑦ その他 …………… 6社



問5 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

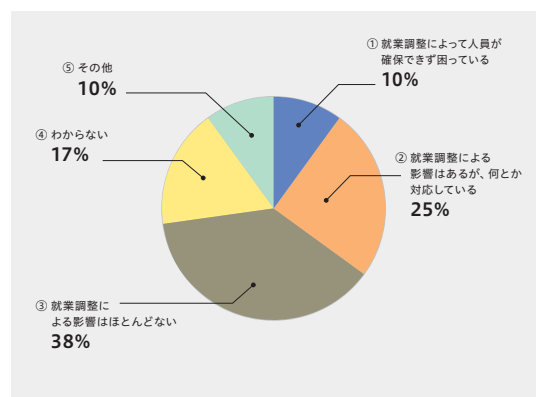
- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する … 9社
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める … 33社
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める …… 18社
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める …… 38社
- ⑤ その他 …………… 8社



問6 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

- ① 就業調整によって人員が確保できず困っている …… 7社
- ② 就業調整による影響はあるが、何とか対応している …… 18社
- ③ 就業調整による影響はほとんどない …………… 27社
- ④ わからない …………… 12社
- ⑤ その他 …………… 7社



＊《参考》インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする（令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能）経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。

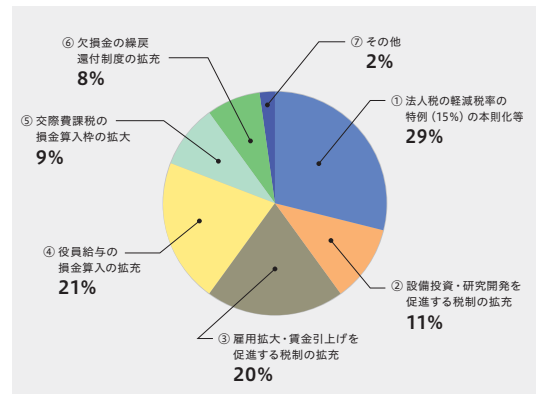
令和6年度 税制改正に関する アンケート結果 (保土ヶ谷法人会版)

回答数：82社

問1 中小企業向け税制

令和5年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

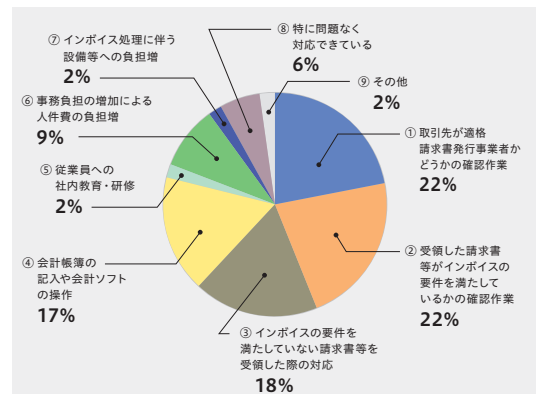
- ① 法人税の軽減税率の特例（15％）の本則化等 52社
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充 21社
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 36社
- ④ 役員給与の損金算入の拡充 38社
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大 16社
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充 14社
- ⑦ その他 4社



問2 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

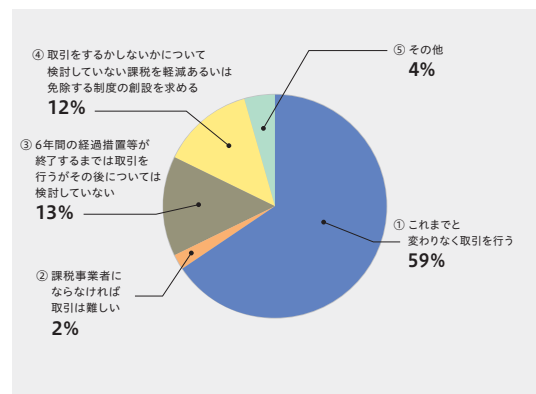
- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業 37社
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業 36社
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応 30社
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 28社
- ⑤ 従業員への社内教育・研修 4社
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増 15社
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増 4社
- ⑧ 特に問題なく対応できている 10社
- ⑨ その他 4社



問3 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① これまでと変わらず取引を行う 41社
- ② 課税事業者にならなければ取引は難しい 8社
- ③ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うがその後については検討していない 9社
- ④ 取引をするかしないかについて検討していない 8社
- ⑤ その他 3社



* (参考) 右ページ

● 会員増強決起大会・福利厚生制度推進連絡協議会

8年ぶりとして理事会に合わせ、組織委員会の会員増強決起大会と厚生委員会の福利厚生制度推進連絡協議会が合同で開催されました。

コロナ禍で大きく落ち込んだ会員増強でしたが、昨年はダイヤモンド賞に振り返り、今年もその勢いに乗るべく竹村委員長の旗振りのもと、委員はもちろん会員一人一人が一つの目標に向かって推進していくことを決起大会にて確認しました。

今年の決起大会は加入勧奨に役立つツールを出席者全員に配布してより具体的な活動の一助になるよう工夫された大会となりました。

続く厚生委員会の福利厚生制度推進連絡協議会は、会員の様々なリスクをカバーする保険の協力会社3社（大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社）の協賛により懇親会が開催されました。推進連絡協議会は協力会社の役割と意義を会員の皆様に周知するとともに推進員と会員の交流を深める場です。推進員の皆さんも普段営業での職場訪問とは違って和やかな中に懇親、交流を深めていました。途中に推進の皆さんの紹介もあるなど最後まで盛況でした。広報副委員長 渡邊 美晴



福利厚生制度推進連絡協議会



会員増強決起大会



会長あいさつ

● 保土ヶ谷・旭・瀬谷支部連合会事業報告会

令和6年5月9日(木) 瀬谷支部連合会（中華レストラン・風の音）、5月16日(木) 旭支部連合会（二俣川コミュニティサロン）、5月23日(木) 保土ヶ谷支部連合会（モンテファール）にて、事業報告会を開催いた

しました。各支部連合会事業報告会は議長選出、議事録署名人名指名から始まり令和5年度事業報告・収支決算、令和6年度事業計画・収支予算が報告され満場一致で承認されました。



1. 保土ヶ谷支部連合会の報告会（モンテファール）の様子／2. 瀬谷支部連合会の報告会（中華レストラン風の音）の様子／3. 旭支部連合会の報告会（二俣川コミュニティサロン）の様子

税理士がお手伝い致します

経営者の判断は、年々の税務・経理などに関する法改正等でますます多岐に渡り、一つの判断が経営に大きな影響を与えることも十分有ります。
もし以下の様な事でお悩みであれば、税理士にご相談ください。

- ☐ 帳簿の付け方・書類の保存方法などに不安がある
- ☐ 年末調整の仕方・法定調書の書き方がわからない
- ☐ 所得税の確定申告に関して
 - ・土地・建物を売却した/マイホームを購入したので住宅ローン控除を受けたい。
 - ・不動産収入を得るためのアパートを取得した/入院して多額の医療費が発生した。
 - ・株式を売却して損失が出た/満期または解約して保険金を受け取った。
- ☐ 相続税・贈与税に関して
 - ・子や孫に住宅資金・教育資金を渡したい/相続対策を考えている。
- ☐ 税務署から「お尋ね」が届いた など



東京地方税理士会 保土ヶ谷支部

電話：045-335-4318 HP：<http://hodogaya-net.com>

メール：info@hodogaya-net.com

東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 税理士による

会員限定・無料記帳・税務相談日

8/14 (水)・9/11 (水)・10/9 (水)

時間(各日)：午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分 会場：保土ヶ谷法人会会議室

お申込み

(公社)保土ヶ谷法人会・事務局 TEL：332-4360 FAX：333-5802
<https://www.hodogayahojinkai.or.jp/> *申込書は HP にございます。

※ 1 週間前までにお申込みください



新入会員紹介《4～5月》

支部名	法人名	住所	業種	電話番号
旭1	高城興業(有)	旭) 矢指町1876-3	清掃業	952-3377
旭2	(株)Owl サービス	旭) 上白根2-43-20	販売業	442-4249
旭3	(株)ON ROAD	旭) 西川島町30-3	舗装工事	353-8160
旭4	(株)Avancer	旭) 二俣川1-68-3	美容業	489-5177
瀬2	(株)ヤマシンホーム	瀬) 橋戸3-5-6	建設業	302-1112

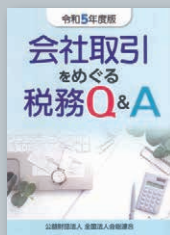
7・8月カレンダー

日 時			行 事 等		会 場			
7月	3	水	15:00	税制セミナー	保土ヶ谷公会堂会議室		★	
	10	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室			
				6月分源泉所得税の納付期限				○
	16	火	14:00	新設法人説明会	保土ヶ谷法人会会議室		★	
	17	水	16:00	税制委員会・源泉部会合同会議	保土ヶ谷法人会会議室			
	18	木	16:00	厚生委員会	保土ヶ谷法人会会議室			
	25	木	15:00	正副会長会・理事会	モンテファール			
	30	火	13:30	決算法人研修会	保土ヶ谷税務署 別館3階大会議室		★	
31	水		5月決算法人の確定申告の申告・納税期限(法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税)11月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限				○	
8月	2	金	13:00	租税教室／映画鑑賞会	瀬谷公会堂講堂		★	
	8	木	16:00	広報委員会	保土ヶ谷法人会会議室			
	13	火		7月分源泉所得税の納付期限				○
	14	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室			
	23	金	16:00	事業研修委員会	保土ヶ谷法人会会議室			
	29	木	9:35	租税教室	横浜市立瀬谷小学校			
9月	2	月		6月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 12月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限				○

★…どなたでもご参加いただけます ○…税務関係の予定

以下の書籍をご希望の方は、事務局までお申し込みください。

すべて
無料



申込用紙はHPにございます。《TOP→法人会の活動→会報・書籍→会報・書籍申込フォーム》

保法ニュース Vol.511

令和6年7月1日発行

発行所：公益社団法人保土ヶ谷法人会

編 集：広報委員会

〒240-0023 横浜市保土ヶ谷区岩井町11 ダイアナプラザビル401号

TEL:045-332-4360/FAX:045-333-5802

※ e-Tax ご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16 加入組合等の状況」欄に(公社)保土ヶ谷法人会と入力してください。

この会員証は法人税確定申告書の別表1の欄外にお貼りください。



公益社団法人 保土ヶ谷法人会々員

編 | 集 | 雑 | 記

先日、築地場外市場へ一人で行って来ました。そこは昼過ぎの土曜日とあって海外の人等でごった返していましたが、美味しいお寿司を堪能しました。うちでは留守番ができないワンコが2頭いますので妻と交互に趣味で出かけています。二人で出掛ける時は見守りカメラでワンコの様子を確認しています。計画を立てて当日を迎えるまでの時間はわくわくします。そんな、ささやかな楽しみも良いものでリフレッシュできて最高です。(加科)